

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 宗教法人の物品販売と税金

Q: 宗教法人が販売した、お守りやお札、絵葉書などは、収益事業として税金がかかるのでしょうか。

A: お守りやお札は収益事業に該当しませんが、絵葉書は物品販売業として収益事業に該当しますので税金がかかります。

### 【解説】

宗教法人とは、宗教法人法の規定に基づき、法人格を与えられた宗教団体をいい、これらの宗教法人は、法人税法の取扱いにおいて公益法人等に該当します。

もともと公益法人等は、公益を目的として設立されるものであり、営利を目的としているものではありませんので、普通法人のようにその全所得について無制限に法人税を課税することは適当でないとして、収益事業から生ずる所得のみを課税対象としています。

ところで、宗教法人がその宗教活動の一環として頒布する物品で、社会通念上崇敬の対象として認識されているようなものの頒布は、おさい銭や喜捨金と同じように取り扱うこととされており収益事業には該当しません。お守りやお札、おみくじ等はこれに該当します。

これに対し、一般の物品販売業者でも販売しているとか、通常、実用品又は装飾品などとしても使用できるような物品、例えば絵葉書、線香、暦などは、物品販売業として課税の対象となります。このほか、ろうそく、供花、経典、数珠、集印帳、硯墨、文鎮、キーホルダーなどを通常の販売価格で参詣人などに販売する場合も課税の対象となります。

